

3 - 3 主な制度・施策による光害防止の可能性

3-3-1 光害防止条例

(1) 光害防止条例の概要

光害防止のための法制度の整備という観点から、最終的な施策としては、「光害防止条例」の制定が考えられる。光害防止条例の制定により、「光害」に関するきめ細かい規定が設定可能になる。

既存の光害防止条例の紹介、光害防止条例の制定のポイントなどを第4章に示す。

(2) 国内の光害防止条例の事例

国内の光害防止条例としては、岡山県美星町、群馬県高山村の条例がある。それぞれの条例の条文を資料編に示す。

- ・岡山県美星町（資料1 - 1 参照）
- ・群馬県高山村（資料1 - 2 参照）

(3) 海外の光害防止条例の事例

海外の光害防止条例としては、以下のような事例がある。そのうち代表的なものの翻訳を資料編に示す。

光害防止条例の例

- ・米国インディアナ州ナッシュビルの屋外照明条例
- ・米国テキサス州アルパイン 屋外照明改善の条例
- ・米国ワシントン州シアトルの照明コード
- ・米国アリゾナ州ツーソンの条例（資料2 参照）
- ・米国ニューヨーク州の条例案（資料2 参照）
- ・イタリアのロンバルディ県の条例（資料2 参照）

な ど

3-3-2 環境基本条例（公害防止条例、生活環境保全条例）

(1) 環境基本条例（公害防止条例）の概要

公害防止条例は、公害防止分野における地方公共団体の基本的姿勢を示すものである。国の環境法令がナショナルミニマムを規定しているのに対し、地方公共団体は、条例に基づき、地域の環境等の実状に即したきめ細かな規制を行っており、例えば、法律による規制基準を上回る規制基準(上乘せ基準)や法律の規制対象外の施設などに関する規制基準(横出し基準)等を設定している。

また、特に、平成5年11月に環境基本法が制定されて以降、地域の自然特性、環境の状況、社会経済の動向等を踏まえ、さらには地域住民のニーズに対応した総合的な対策を講ずる必要性から、地方公共団体において環境基本条例を制定する動きが出てきている。

(2) 生活環境保全条例の概要

地方公共団体によっては、環境基本条例の本旨を達成するため、工場及び事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他環境保全上の支障を防止するために必要な事項を定めるために、生活環境保全条例が策定されている。

この条例は、従来の公害防止条例に代わり制定される場合が多く、事業所からの公害の防止に係る規制措置に加え、自動車交通公害などの都市生活型の公害、廃棄物、地球温暖化などの幅広い環境項目について事業者等の責務等を規定している場合が多い。

(3) 環境基本条例の事例（神奈川県 環境基本条例の概要）

現在の神奈川県の環境政策の基本となっている「良好な環境の確保に関する基本条例」は、昭和46年の制定以来20年余りが経過し、この間、環境問題は、複雑・多様化している。そこで新たな理念の位置づけ、各主体の責務の充実、経済的措置や県民参加等の新たな施策の位置づけ、地球環境保全に関する施策の位置づけ等の課題が存在することが明らかになったため、これに代わる21世紀を見据えた新たな環境政策の基本方針を新条例の制定により明らかにすることが望まれるようになった。

また、平成7年3月に環境審議会から報告された「今後の環境政策のあり方について」の中で、新たな環境基本条例制定の必要性が指摘された。これらの背景を踏まえ、平成7年3月、新たな環境基本条例が制定された。条例は、前文と2章30条で構成されている。

前文
第1章 総則
第1条 目的
第2条 定義
第3条 基本理念
第4条 県の責務
第5条 市町村の責務

第 6条	事業者の責務
第 7条	県民の責務
第2章	環境の保全及び創造に関する基本的施策
第1節	環境基本計画等
第 8条	環境基本計画
第 9条	施策の策定等に当たっての指針
第10条	環境白書
第2節	環境の保全及び創造を推進するための施策
第11条	県民等の意見の反映
第12条	環境の保全及び創造に関する教育等
第13条	県民等の自発的な活動の促進
第14条	情報の提供等
第15条	環境影響評価の推進
第16条	規制等の措置
第17条	特別の施策
第18条	誘導的措置
第19条	施設の整備等
第20条	資源の循環的な利用等の促進
第21条	自主的な環境管理の推進等
第22条	調査の実施
第23条	監視等の体制の整備
第24条	科学技術の振興
第25条	公害に係る紛争の処理
第26条	国及び他の地方公共団体との協力
第27条	財政上の措置
第3節	地球環境保全等に関する施策
第28条	地球環境保全行動の推進
第29条	地球環境保全に資する施策の推進
第30条	地球環境保全等に関する国際協力
附則	
関連語句	環境影響
公布・施行年月日：1996年3月29日公布、1996年4月1日施行	

図 3 - 2 神奈川県 環境基本条例の構成

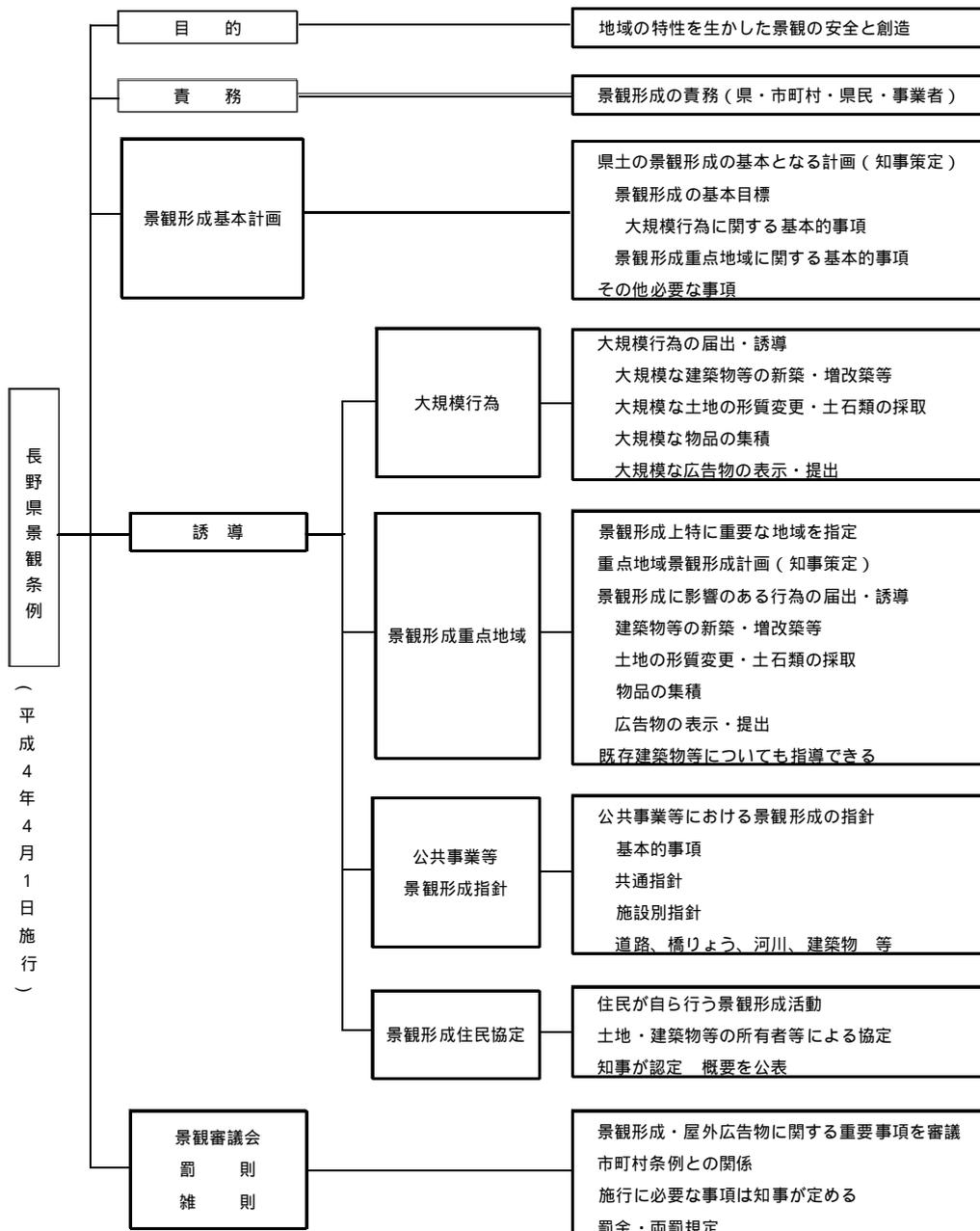
(4) 環境基本条例の中での照明に関する規定方法

環境基本条例や生活環境保全条例（公害防止条例）において、光害防止について規定する場合の考え方、規定方法は、基本的に、公害防止条例と同様であると考えられる。（第 4 章参照）

3-3-3 景観条例等（景観地区計画）

(1) 景観条例の概要と事例

いくつかの都道府県、政令指定都市・中核市、市町村においては、景観条例が定められている。景観条例は、景観の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住民によるまちづくりの推進を図り、地域特性に配慮した個性的で魅力ある都市景観を実現することを目的として策定するものである。図3-3に景観条例の事例を示す。



（出典）「景観づくりの手引き 市町村のための景観形成基本計画策定マニュアル」長野県（平成9年3月）

図3-3 景観条例の構成例（長野県景観条例）

(2) 景観条例における照明に関する規定の事例

景観条例の中で、広告物に関する基準が定められている場合があり、ここでネオンサインなどの規制が定められている場合がある。

表 3 - 2 景観条例の中での照明器具の規定の事例

都道府県名	条例名	対象地区(地域)	対象物	内容
栃 木	とちぎふるさと街道景観条例	街道景観形成地区	広告灯、広告板の新築、増築等	・ネオン管等の禁止 ・外側から照明すること
新 潟	安塚町景観形成指針		建築物、工作物	・玄関灯を一つ以上つけること ・必要以上に華美にならないように気をつけること
	妙高高原町広告物等設置指導要綱		屋外広告物	・ネオン管の使用禁止
	妙高高原町広告物等設置指導要綱		広告物全般	・白色光を使用
長 野	長野県景観条例(大規模行為景観形成基準)		屋外広告物	・光源の色彩、動き等は周囲の景観との調和に留意
広 島	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例(大規模行為景観形成基準)	宮島、大野町、新広島空港周辺地域等	屋外照明	・過剰な光量とならないよう配慮すること ・ネオン管の使用禁止(宮島のみ)
長 崎	長崎市都市景観条例	町のゾーン、中島川水辺ゾーン	街灯、照明灯、広告物	(広告物) ・ネオン管の使用禁止
大 分	日田市都市景観条例(都市景観形成基準)	日田バイパス周辺地区等	工作物、広告物	・ネオン管、回転灯、点滅等の禁止

(3) 景観条例における照明に関する規定方法

夜間の景観を大きく左右するのは屋外照明であり、「景観」という観点からも、良好な照明環境の形成が可能であると考えられる。景観条例において、屋外照明を扱う方向性としては、以下のようなことが考えられる。

条例の中で屋外照明に関する規定(上方光束比、グレア、障害光の有無チェック、省エネルギー性、デザイン等)を充実していく。

「夜間」の景観形成基準の策定など、夜間の景色も考慮した条例としていく。好ましい夜間の景色のあり方を明確にし、夜の都市景観を計画的に形成していくようにする。

景観条例、景観形成計画において屋外照明に関する規定としては、以下のようなものが考えられる。

景観条例・景観形成計画等での屋外照明に関する記述例

漏れ光の低減、上方光束比の低減

- ・夜間においては、照明の光が景観を形成する主要な要素となる。景観を形成する光の強さ、方向を注意深く計画し、漏れ光などがないように配慮する。
- ・上空へ漏洩する光を極力制限するように配慮する（下記研究事例参照）。

グレアその他

- ・極端に鮮やかな色、蛍光色は注意して使用する。また、けばけばしく点滅する照明、広告物は設置しない。

障害光の有無

- ・隣接した住宅の環境を損なわないように、ネオンサインの表示方向及び照明等は十分注意する。
- ・自動車運転者の視認性へ悪影響を及ぼさないように、照明の設置には十分配慮する。交通標識の認識に悪影響が及ばないようにする。

デザイン

- ・地上広告物は、建築物と調和したデザインとする。夜間においては、広告物が発する光が夜の景観の障害にならないように配慮する。
- ・単に照明を多用するだけの景観照明ではなく、夜の都市景観を計画的に形成するようにする。

その他

- ・景観地区においては自動販売機は設置しない。ただし、景観上特別に配慮されているものについてはこの限りでない。この場合、夜間における照明の光についても、景観上の配慮が必要である。

研究事例：夜景の評価と光の量の関係性について

安藤他「ウォーターフロントの夜景景観に関する研究」日本建築学会計画系論文集第516号、295-301(1999年2月)においては、ウォーターフロントの夜景の評価を維持しながら、光の発散をどれほどの程度まで低減させることが可能であるかの研究が報告されている。

この報告ではウォーターフロントの夜景の評価を決定づける要素として「壁面」の明るさが大きな要素を占めていることが明らかにされ、また「光害」の防止のためには、この「壁面」の減光が必要であることが明らかにされている。また、この「壁面」の減光が30%程度では、景観の評価に影響が少ないことも示されている。

施策のポイント

景観という視点からの光害防止、良好な照明環境の実現のための方法を検討していく必要がある。

道路灯、街路灯などは、既存の基準もしっかりしており、光害対策ガイドラインにおける照明器具の基準に準拠することにより、多くの光害は未然に防止できると考えられる。一方、屋外照明においても、ライトアップなどの景観照明や演出照明、さらに屋外広告物などは、既存の基準がないため、光害防止のためにどのような対応が必要であるか明確になっていない部分である。これらの照明については、景観という観点から規定を行うことで、良好な照明環境を形成することが可能であると考えられる。

- ・「デザイン、景観」と「上方光束比、グレア、障害光、省エネルギー性」の両立を目指す。
- ・「夜の景観」と「光害防止」の両立を目指す
(例：夜間景観形成基準の設定など)

「夜の景観形成」をもっと意識していく必要がある。

従来、景観というと昼間を意識することが多かったが、光害防止といった観点からは、夜の景観も意識していく必要があると考えられる。特に夜の景観を大きく左右するのが、屋外照明、夜間広告物である。「景観形成基準」などを検討する場合は、夜間の照明による景観も考慮していく必要がある。

具体的な景観形成基準として規定する例としては、照明方法、点灯時間、明るさなどが考えられる。(例えば、景観照明が一番美しく見える夕暮れ時に明るさを最大限にし、空が暗くなったら、明るさを落とすことや、地域毎に点灯時間を設定することなどが考えられる。)

「誘因、演出」のための照明への対応を検討していく。

景観照明(ライトアップ)、演出照明など「誘因・演出」のための照明については、統一した「基準」を設けることは困難であるが、個々の照明目的を考えて、目的以外の部分に光が漏れていないことをチェックすることにより対応できる。景観形成においても、光害対策ガイドライン49～88頁に示す「チェックリスト」等に準拠することが望ましい。

行為	事項	基準
1 大規模行為及び広告物の表示若しくは広告物を提出する物件の設置又は広告物若しくはこれを提出する物件の改造若しくは移転に共通する事項	1 基本的遵守事項	(1) 指定地域基本計画に定める各ゾーンの特性を尊重しながら、周辺の環境との調和に配慮し、優れた景観の形成を図ること。 (2) 行為の計画地（以下「行為地」という。）について、下蒲刈町、蒲刈町、川尻町、豊浜町又は豊町が定めた景観形成に関する条例、要綱又は景観形成計画がある場合は、これらの内容に沿ったものとする。 (3) 行為地について、景観条例第30条に規定する景観形成住民協定又は関連法令に基づく景観形成のための地域協定等がある場合は、当該協定に配慮するとともに、景観形成住民協定、同条例第32条に規定する特定事業景観形成協定及びこれらに準じる協定を積極的に締結し、優れた景観の形成を図ること。 (4) 周辺の環境に著しい影響を及ぼす可能性があると認められる行為を計画する場合は、周辺の地域住民等への具体的な説明のため、当該行為に係る計画の内容書及び理由書を準備し、その周辺地域の状況をパース、模型、カラーの合成写真、コンピュータ・グラフィックス等で分析した上で、周辺の景観に与える影響を検証すること。
	2 位置	(1) 次の地域及びその周辺地域にあつては、既存の景観資源を損なうことのないよう、また、野呂山をはじめとした山頂、航路、道路、橋梁などの主要な展望地（以下「主要な展望地」という。）からの眺望に良好な影響を与えるよう、行為地の選定に当たって、特に配慮すること。 1) 自然公園法等に基づく指定地域 2) 自然海岸に残っている岬、鼻、小島の地域 3) 鳥しょ部山林ゾーン、各瀬戸ゾーン及び各集落・里山ゾーンにおける眺望の対象になりやすい地域 (2) 行為地が、自然、歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とするよう努めること。 (3) 行為地が、主要幹線道路等に接する場合は、その沿線の土地利用計画、敷地の規模及び形状を勘案の上、できる限り当該道路等から後退した位置とする。 (4) 行為地が、山稜の近例にある場合は、稜線を乱さないよう、原則として尾根から低い位置とする。
	3 敷地の緑化	敷地内においては、できる限り豊かな緑化に努め、次のことを工夫すること。 (1) 敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう努める。 (2) 敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生け垣や樹木とするよう努める。
	4 その他	(1) 複数の建築物、工作物及び屋外駐車場、ゴミ焼却場等の敷地内に設ける施設については、施設間の調和及び周辺の景観との調和に配慮すること。 (2) 屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、さく等を設け、道路から直接見通せない構造とするよう配慮すること。 (3) 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。 (4) 行為の期間中は、敷地周辺の緑化や工事場等による修景に工夫するとともに、周辺の道路等からの遠へんに努めること。 (5) 行為終了後は、当該施設等の適正な維持管理を行い、良好な景観が維持されるよう努めること。
2 建築物の新築、増築等	1 形態、意匠、色彩及び素材	(1) 周辺の景観に調和する形態、意匠、色彩及び素材（以下「形態等」という。）とするよう配慮すること。 (2) 建築物の用途等を勘案し、場合によっては、地域のランドマークとして地域住民に親しまれるよう形態等を工夫すること。 (3) 海岸に接する市街地については、できる限り市街地と海との空間的な連続性及び海上等からの眺望に配慮した形態等とする。 (4) 集合別荘、宿泊施設、観光施設などの新築、増築等に当たっては、特に空、海、樹林地等周辺の景観との調和に配慮した形態等とする。
	2 形態	(1) 周辺の景観との調和に配慮するとともに主要な展望地からの眺望に良好な影響を与えるよう努めること。 (2) 周辺に圧迫感を与えない形態とするよう配慮すること。 (3) 歴史的な景観の保全又は育成を推進している地域にあつては、できる限り歴史的な建築様式に配慮すること。
	3 意匠	建築物の壁面設備や屋上設備は、当該建築物との一体性が図られるよう意匠を工夫するとともに、必要に応じて、次のことも工夫すること。 (1) 雨水配水管等の壁面設備を、建築物内部に組み込む。ただしやむを得ない場合は、外部に直接露出しないよう、壁面の立ちあげ又は目隠しを設置する。 (2) 高架水構等の屋上設備を、主要な展望地から見えない位置に設置する。 ただし、やむを得ない場合は、外部に直接露出しないよう、壁面の立ちあげ又は目隠しを設置する。 (3) 屋外階段は、避難設備としての機能が低下しない範囲内で、主要な展望地から見えない位置に設置する。 (4) 空調調設備等の屋外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫する。 (5) アンテナを共同化する。
	4 色彩	(1) 基調となる色彩は、日本工業規格の色名(JIS Z 8102)に定める「有彩色の明度及び彩度の相互関係」に従い、落ち着いた色、調、無彩色又は素材色を用いるものとし、原則として、彩度の高い色の使用は避けること。ただし、周辺との調和が図られる場合は、明るい色調の使用は差し支えないものとする。

行為	事項	基準
		(2) 歴史的な景観の保全又は育成を推進している地域にあつては、できる限り地域の伝統的な色彩を基調とすること。 (3) できる限り色あせにくい塗料及び素材を用いること。 (4) 主要な展望地からの展望も含めて近景から遠景に至る様々な方向から見た場合の色彩の調和を総合的に検討し、最適な色を選定すること。 (5) アクセントとなる色は、周囲の色との総合的な調和に配慮すること。
	5 素材	(1) 地域の優れた景観特徴づける素材の活用を配慮すること。特に歴史的な景観の保全又は育成を推進している地域にあつては、できる限り伝統的な素材の使用に努めること。 (2) 外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとするよう配慮すること。
	6 その他	敷地内においては、できる限り電線類を地中化するとともに、近い将来、敷地外での電線類の地中化が見込まれる地域においては、これに対応するための措置を行うこと。ただし、やむを得ない場合にあつては、軒下配線等により、主要道路等から見えないようにすること。
3 工作物の新築、増築等	原則として、建築物の新築、増築等の部の事項及び基準に準じるものとする。ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等を工夫し、周辺の景観との調和を図ること。	
4 屋外における物品の集積又は貯蔵	1 集積又は貯蔵の方法	(1) 集積又は貯蔵は、できる限り主要な展望地から見えないように配慮すること。 (2) 適切な集積又は貯蔵に努めること。
	2 遠へい	(1) 敷地外からの出入口は、できる限り限定するとともに、道路等の公共用道からできる限り見えにくい位置とすること。 (2) 塀等で囲う場合は、外側から見るときに違和感が生じないように、修景すること。
	3 その他	(1) 長大な法面又は擁壁などを生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫すること。 1) こう配は、できる限り緩やかなものとする。 2) 周辺の景観と調和した形態及び材料とする。 3) 自然植生と調和したできる限り豊かな緑化に努める。 (2) 跡地利用計画を考慮した行為の実施に掛かるとともに、行為終了後、速やかに当該計画を実施すること。 (3) 前記(2)の場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないように、その回復に努めるとともに、法面又は擁壁等も含めて、自然植生と調和した緑化等により速やかな修景を行うこと。
5 鉱物の掘採又は土石等の採取	屋外における物品の集積又は貯蔵の部並へい及びその他の項の基準に準じる。	
6 土地の区画形質の変更	1 変更後の形状	屋外における物品の集積又は貯蔵の部その他の項の基準に準じる。
	2 その他	(1) 総合的な景観形成計画を策定の上、行為終了後の土地の所有者又は建築物の所有者等を目的とする地上権、地役権、賃借権等を有する者（当該行為地及び建築物の管理者を含む。）に対してその内容を遵守するよう要請すること。 (2) 自然地形をできる限り残すこと。又は、できる限り自然地形に沿った行為とすること。 (3) 行為終了後、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 (4) 樹林地があるときは、当該樹林地の伐採は、必要最小限にとどめること。 (5) 埋立て又は干拓に当たっては、できる限り自然海岸を避けるよう配慮し、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう位置、形態、意匠、素材等を工夫すること。 (6) 調整池の造成に当たっては、周辺の景観と調和するよう位置、形態、意匠素材等を工夫すること。
7 広告物の表示若しくは広告物を提出する物件の設置又は広告物若しくはこれを提出する物件の改造若しくは移転	主要な展望地から見た場合の過度の広告表現による不調和や周辺の景観への著しい違和感が生じないように配慮するとともに、次のことを工夫すること。 (1) 建築物等に設置する看板、広告塔等は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、当該建築物及び周辺の景観との調和に配慮する。 (2) 広告塔や野立看板等は広告物を表示する面以外の部分や支柱部分等を形態等にも配慮する。特に、高さは、できる限り低くする。 (3) 垂れ幕等の一時的な広告及びサインは、できる限り行わない。やむを得ず表示する場合は、垂れ幕等の下地となる色は、できる限り広告物を表示する建築物等と同色又は類似の色とする。 (4) 蛍光色の使用は原則として避ける。 (5) 野立看板など、広告物を提出する物件を、地面に接して設置する場合は、その足回りの修景や緑化に努める。 (6) 広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しない。 (7) ネオンサインを設置する場合は、昼間の景観にも配慮した形態等とする。 (8) 広告看板類と一体となる建築物等の形態等については、建築物の新築、増築等の部の事項及び基準又は工作物の新築、増築等の部の事項及び基準に準じる。	

表3-3 景観形成基準の例（広島県）

3-3-4 屋外広告物条例

(1) 屋外広告物条例の概要

都道府県・政令指定都市・中核市は、「屋外広告物法」に基づき屋外広告物条例を制定することができる。都道府県及び政令指定都市においては多くの地方公共団体が条例を制定している。

(2) 屋外広告物条例の事例

各地方公共団体における条例の規制の枠組みは、ほぼ共通であり、以下のよう
にまとめることができる。

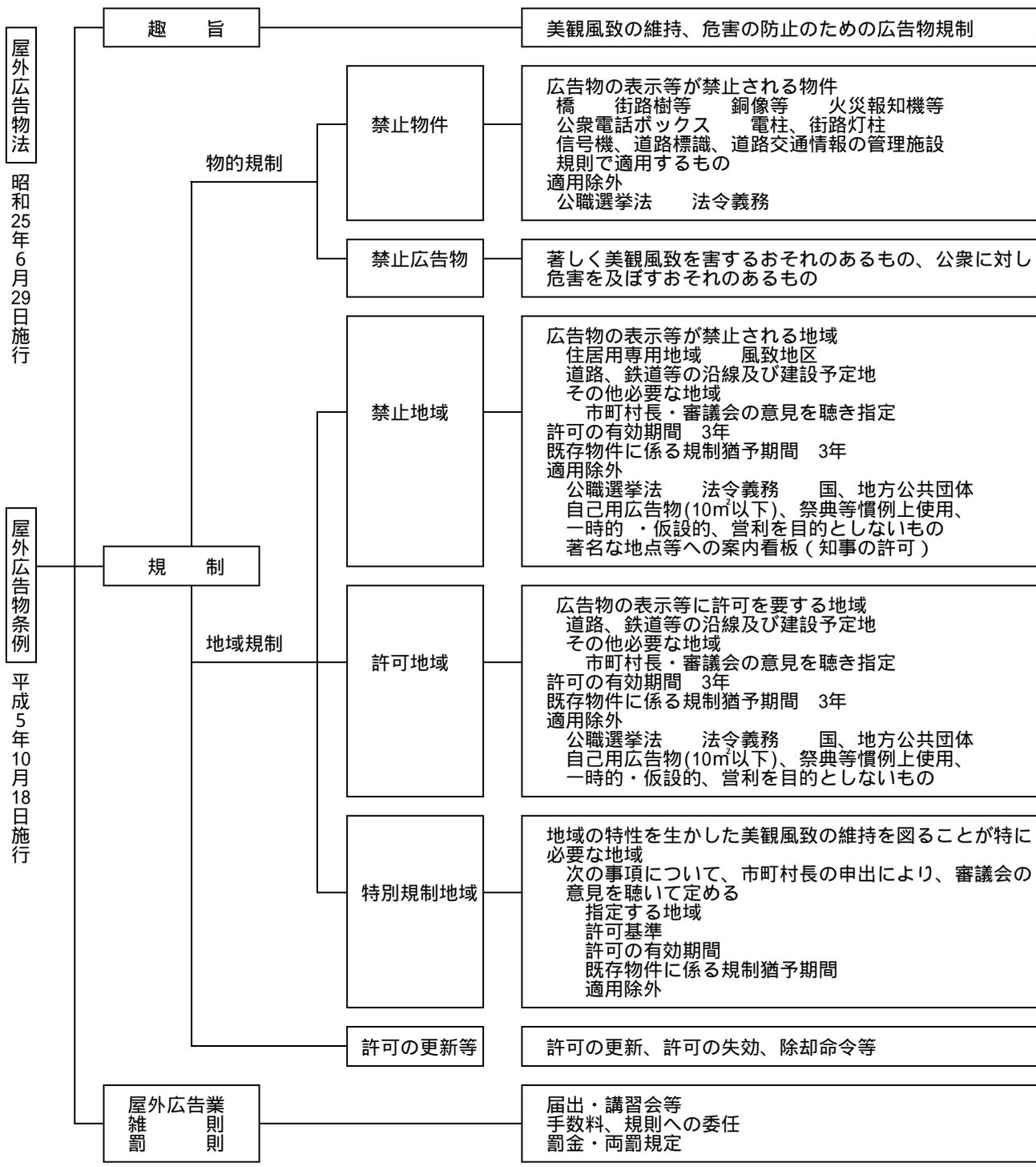
1) 禁止物件、禁止区域の設定

- ・ 公共的な設備は、禁止物件に指定される。
- ・ 住居地域、風致地区等は、禁止区域に設定される。
- ・ 但し、「自家用広告物」、公共のための広告物等は、基準の範囲内で適用除外となる。ここにおいて、付帯ランプに関する基準が定められる。

「自家用広告物」の定義は条例上でなされていることはないが、パンフレット等に広く用いられる言葉で、「必要最小限度の施設名称などを表示した広告物」を意味する。

2) 許可地域と基準の設定

- ・ 許可地域においては、屋外広告物に対して、ある程度の仕様の制限がなされる。
- ・ 付帯ランプの制限については、全般的になされる場合や地域内「自家用広告物」になされる場合（この場合は、1)の基準にほぼ準ずる）等、様々である。
- ・ また、制限の程度も、地域区分及び物件種別による設定が混在する。



(出典) 「景観づくりの手引き 市町村のための景観形成基本計画策定マニュアル」長野県(平成9年3月)

図3-4 広告物条例の具体例(長野県)

(3) 屋外広告物条例における照明器具の規定事例

表 3 - 4 広告物条例の中での照明器具の規定の事例

都道府県名	禁止地域の適用除外 広告に関する要件	許可基準							その他
		内容	広告物の 大きさ	広告物の 設置場所	広告物の 色	光源の種 類(色・ラン プの種類)	光源の発 光方式	障害光の 低減	
宮城	・ネオン管の露出禁止 ・点滅の禁止	・ネオン管の露出禁止 ・点滅の禁止				○	○		
秋田	—	・信号機からの距離の制限 ・表示面積、高さ等の制限	○	○					
栃木	・間接照明 ・点滅の禁止	・間接照明 ・白色光 ・点滅(又は電飾光)の禁止				○	○		○
東京	・赤色光の禁止 ・点滅の禁止 ・ネオン管の露出禁止(一部 使用禁止)	・ネオン管の露出禁止 ・赤色ネオン管の使用禁止 ・点滅の禁止(ただし展望出来ないものは 除く)				○	○		○
神奈川	—	・ネオン管の使用禁止 ・点滅、動光の禁止				○	○		
富山	・ネオン管の使用禁止 ・投光器又は反射板の使用 禁止	・ネオン管の使用禁止 ・投光器又は反射板の使用禁止				○		○	
山梨	・回転灯の使用禁止 ・ネオン管の使用禁止 ・点滅の禁止	・ネオン管の使用の禁止 ・点滅の禁止				○	○		
長野	・点滅、動光の禁止 ・ネオン管(これに類するも の)の使用禁止	・点滅、動光の禁止 ・ネオン管(これに類するもの)の使用禁止				○	○		(特別規制地域) ・点滅、動光の禁止 ・ネオン管(これに類 するもの)禁止
静岡	・点滅速度が努めて緩やか であること ・昼間においても美観を損ね ないもの ・点滅、回転の禁止	・点滅速度が努めて緩やかであること ・昼間においても美観を損ねないもの ・点滅、回転の禁止					○		○
愛知	・赤色ネオンサインの禁止 ・ネオン管の露出の禁止 ・電飾設備の点滅禁止	・点滅速度が緩やかであること ・昼間においても美観を損ねないもの ・ネオン管の使用禁止(信号機そば)				○			○
三重	・赤色ネオンサインの禁止 ・点滅の禁止 ・管の露出の禁止 ・昼間においても美観を損ね ないこと	・赤色ネオン管は避けること ・ネオン管の使用禁止(信号機そば) ・点滅の速度が緩やかであること ・昼間においても美観を損ねないこと				○	○		○
兵庫	・ネオン管の露出禁止 ・点滅の禁止	・昼間においても美観を損ねないこと ・ネオン管の露出禁止 ・点滅、動光の禁止							
奈良	・薄い色彩 ・点滅の禁止	・点滅速度を緩やかにすること ・サーチライト使用の禁止				○			
島根	—	・大きさ、高さ等の条件の制限	○	○					
岡山	・ネオン使用の禁止 ・点滅、回転の禁止	・ネオン使用の禁止 ・点滅、回転の禁止				○	○		
山口	—	・電球、ネオン管等の露出禁止 ・点滅速度は緩やかであること				○	○		
愛媛	・昼間においても美観を損ね ないもの	・昼間においても美観を損ねないもの ・ネオン管の使用禁止(建物屋上広告等) ・点滅の禁止(建物屋上広告等)				○	○		○
高知	—	・点滅禁止					○		
長崎	・ネオンの露出の禁止	・点滅、回転の禁止 ・ネオン管の露出禁止 ・昼間においても美観を損ねないもの				○	○		○
熊本	・ネオン管の露出禁止 ・赤色ネオン管の使用禁止 ・昼間においても美観を損な わないもの ・点滅速度は緩やかであるこ と	・ネオン管の露出禁止 ・赤色ネオン管の使用禁止 ・昼間においても美観を損なわないもの ・点滅速度は緩やかであること				○	○		○
宮崎	・ネオン管の露出禁止 ・赤色ネオン管の禁止 ・点滅、回転灯の禁止 ・電光掲示板の使用禁止	・昼間においても美観を損ねないもの ・点滅速度は緩やかであること ・回転の禁止					○		○
鹿児島	・ネオン管の使用禁止 ・点滅の禁止	・ネオン管の使用禁止 ・点滅の禁止				○	○		
沖縄	・設置場所の制限(信号機、 道路標識、カーブミラー等か ら) ・ネオン管の露出禁止	・設置場所の制限(信号機、道路標識、 カーブミラー等から10m以上離れた場所) ・電球、ネオン管の使用禁止 ・点滅速度は緩やかであること		○		○	○		
該当する都道府県の数			2	3	0	15	17	1	9

注：記載がない道府県については、アンケートの回答がなかったか、もしくは該当する条例がないものである。
資料：環境省が実施した都道府県別広告物条例に関するアンケート調査(1997年)を参考に作成。

(4) 屋外広告物条例における照明器具の規定方法

屋外広告物条例においても、夜間の照明時（発光時）の規定を設けるようにする。

- ・ 条例の中で、広告物の照明（発光）に関する規定を充実していく。
- ・ 規定の中で照明（発光）に関する内容を充実していく。
（上方光束比、グレア、障害光の有無チェック、光色、省エネルギー性、デザイン性等）

盛り込むべき事項として考えられることとしては、以下のようなものがある。

屋外広告物条例等での屋外照明に関する記述例

広告物の大きさ

- ・ 夜間における広告物は照明（発光）するものが多く、昼間より都市空間の中で目立つ存在となる。夜間における風景も考慮して、広告物の大きさを規定する。
（広告物は夜間のほうが大きく見える）

広告物の色

- ・ 広告面積に対し、特定の色割合などを規制する。

光源の種類（色、ランプの種類）

- ・ 地区においてネオンサインを用いない。特定色のネオンサインを用いない。
- ・ 赤色などの派手な色を用いない
- ・ 白色のみとする。 など

光源の発光方式

- ・ 点滅する光源を用いない
- ・ 光を移動させない。

障害光の低減

- ・ 周辺環境への障害を引き起こさないものとする。
- ・ 上空への光の漏洩を少なくしたものとする。
- ・ 広告物が住宅の窓に面する場合は、発光の制限、発光面の制限等を規制し障害光の低減を図る。また、時間的な制約を設け一定時間以降の発光の制限又は禁止を考慮する。

点灯時間の制限

- ・ 広告物において発光、照明照射するものは、深夜 時以降の点灯を制限する。

施策のポイント

屋外広告物に対する対応

内照式看板、ネオンサイン、自動販売機、レーザーなど、光そのものを広告、刺激として活用するものについては、基本的に「光害対策ガイドライン」に示すように、周囲への不必要な光を抑制することが必要であるが、さらに異なる方法として、「屋外広告物条例」などによる規定が考えられる。

ステップ1

「光害対策ガイドライン」における「屋外広告物等」のガイドに準拠する。

ステップ2

屋外広告物条例を制定している地方公共団体においては、条例において、光害防止の規定ができないかを検討する。

光害防止、良好な照明環境の実現という視点から、屋外広告物規制の方法を検討していく必要がある。

（社）照明学会による屋外照明の実態調査からは、周囲環境に漏れている光の大半は、都市の商業地区や業務地区からのものが圧倒的に多いことが分かっている。調査した範囲では、内照式看板、意匠重視の街路灯、看板・外壁・景観などの投光照明が大きな原因であった。すなわち、これら「誘因・演出」のための照明をどのようにコントロールするかが、漏れ光対策の最も重要な課題であると言える。

「誘引・演出」のための照明の多くは、照明目的の範囲を適度な光で照らしているのではなく、不特定方向又は水平に近い方向に、光そのものをシグナルとして利用しているところに光害の発生原因があるといえる。

広告物条例策定・改正において考慮すべき視点

- ・「屋外広告物」に関する規定の中で、上方光束の制限や、省エネルギーに関する規定を盛り込むことを検討する。
- ・広告物の規模が、移動式看板から建物屋上に設置される大規模なものまで各種ある中で、それぞれの規模に応じた規定を設けることを検討する。
- ・「デザイン、景観」と「上方光束比、グレア、障害光、省エネルギー性」の両立方法を検討する。
- ・夜間広告物の点灯時間の制限を検討する。

サーチライト、レーザー光線等への対応

サーチライト、レーザー光線の上空への照射は、住民への不快さ、エネルギーの浪費、天文観測への影響などの問題を生じる可能性があり、また広域に届くことから、その影響が設置された地方公共団体の域内を越えて大きな問題となることも少なくない。

移動式看板、自動販売機、サーチライト等の広告行為については、「光害対策ガイドライン」において、以下のように規定されている。基本的には、このガイドラインに準拠することが望ましい。

人工光による大規模な広告行為については、その前提として、光害対策ガイドライン中49～88頁の「屋外照明等設置チェックリスト」によるチェックを実施する。

また、広告行為、演出等のために用いられる照明、発光機器については、以下の配慮事項に従うとする。

1)自動販売機、移動式看板

屋外に設置される又は屋外に光が漏れる自動販売機、移動式看板においては、

- ・商品見本等のみに光が照射されるようにし、「漏れ光」の低減に努める
- ・必要以上の光量を発生しないものとする。

照明環境 及び においては、人工光の使用そのものについて、その必要性を十分に検討する。(照明環境 、 については3章3-3-5参照)

2)サーチライト

広告行為等に供され、上空に照射される常設のサーチライト、レーザー光線等の影響が広範囲に渡るもの(ただし試験、研究用に供されるものを除く)の使用は許容されない。

但し、照明環境 において、一時的イベントに供される場合には、地域における照明環境に対する十分な配慮がなされなければならない。

サーチライト、レーザー光線への地方公共団体の対応として考えられることを以下にまとめて示した。

対象となる照明機器

対象となる照明機器として、ひとつは「不適切な使用をされているサーチライト」があげられる。サーチライト(searchlight,探照灯)は、JIS Z8113「照明用語」によると通常0.2m以上の口径で、ほぼ平行な光のビームを出す高光度の投射器」とされている。このサーチライトの「不適切な使用」としては、

- ・宣伝・広告行為を目的にサーチライトを上空に向けて照射する。
- ・光が容易に、周辺の人の眼に入る可能性のある方向に照射する。

- ・特定の対象物を照射することを目的とせず、その照射方向または照射強度を頻繁に変化させ、人々の注意を惹く。

などがある。

また、レーザー光線についても同様に不適切な使用がされている場合は、対象の照明となる。ただしいずれの場合も、試験、研究用に供されるもの、地方公共団体の許可を受けたものは対象から除く。

対策手法

地方公共団体がとり得る手段としては、以下のようなものがある。

- ・勧告

不適切な照明器具の撤去、改修の要請を行う。

- ・協議、協定

不適切な照明器具について、当該事業者と地方公共団体が協議し、対策を行う。なお対策が行われるまでの期間については、次の事項について、取り決めを行う。

- ・対象照明設備

- ・設置方法

- ・照明方法

- ・照明時間

- ・改修期限

- ・規制

規制手段としては、光害防止条例による規定、屋外広告物条例による規定などが考えられる。また、景観条例などの景観面からの規定も検討する必要がある。

サーチライト、レーザー光線の照射は広域に届き、その影響は、設置された地方公共団体の域内をはるかに超える。そのため、都道府県や広域圏による勧告、協議、規制が適切に行われることが望ましい。

有効性担保方法

- ・照明設備の撤去、改修費用の援助

- ・照明の適正化のための情報提供、技術指導 など

光害対策ガイドラインにおける「広告物等のガイド」のポイント

1. ガイドラインの必要性

屋外において人工光を発するランプは、一般に照明と呼ばれるものだけでなく、屋外広告物等にも付帯設置される。これらの人工光についても大気生活環境保全上の課題として適切な光害に対する配慮、対策が行われる必要がある。

2. 配慮を行う範囲

人工光を利用する、
屋外広告物全般
屋外広告行為（移動式看板、自動販売機、サーチライト等）

3. 主な配慮事項

(1) 「漏れ光」に対する配慮（「障害光」は未然に防ぐものとする）

照度、輝度を与える範囲の適正な設定を行う

- ・特に、サーチライト、レーザー等で広範囲に光が漏れ、影響が大きいものは許容しない。

発光方式の適切な選択を行う

- ・適切な発光、投光によるものを推奨する。
- ・内照式看板や蛍光部分の露出によるものは、その設置について十分な配慮がなされなければならない。

人工光使用総量の削減のための細かい工夫に努める。

- ・コントラストの設計を工夫して、人工光使用総量の削減を行うなど。

(2) 光の性質に関する配慮

点滅をさせないこと（発光部分、照射範囲）。

動かさないこと（発光部分、照射範囲）。

投光照明を着色しないこと（環境配慮としてフィルターをかけることは除く）。

(3) 省エネルギーに関する配慮

効率の良い光源の使用を推奨する。

点灯時間に関する配慮（管理・運用上の配慮）を行う。

(4) 他ガイドとの整合を考慮

照明環境類型との整合を図る。

チェックリスト作成を通じて行う各種配慮との整合を図る。

3-3-5 地域照明環境計画

(1) 地域照明環境計画

『光害対策ガイドライン』では、市町村レベルの地方公共団体(単独市町村又は隣接する複数の市町村共同)が、地域における良好な照明環境を実現するために、『地域照明計画』を策定し、各種施策を段階的に行うことが望ましいとしている。

「地域照明計画」は、「広域目標としての照明環境類型」の選択及び「地区照明環境計画」の設定によって構成される(広域目標、地区計画については、「光害対策ガイドライン」の25頁「3. 地域特性に応じた照明環境について」参照)。

(2) 照明環境の類型

照明環境の類型は、以下の4類型としている。

照明環境 : 「あんぜん」の照明環境

(照明環境の達成イメージ)

現況において、屋外照明及び屋外広告物の設置密度が、他の照明環境地域に比較して低く、また不適切な照明設置が、主に自然環境に対して潜在的な影響が大きいと考えられる地域において、照明に関する厳密な計画と配慮に基づいて、可能な限り障害光の低減がなされる状況。

(この照明環境が適用される地区のイメージ)

・自然公園 ・里地 ・田園

照明環境 : 「あんしん」の照明環境

(照明環境の達成イメージ)

村落部や郊外の住宅地などで、屋外照明としては、道路・街路灯が主として配置されている地域において、漏れ光、障害光の発生が極力少ない照明器具の整備がなされる状況。また、屋外広告物等が設置される場合においては、厳密な配慮・管理が行われている状況。

(この照明環境が適用される地区のイメージ)

・里地 ・郊外

照明環境 : 「やすらぎ」の照明環境

(照明環境の達成イメージ)

都市部住宅地などで、道路・街路灯を中心とした屋外照明が多く、また屋外広告物もある程度設置されている地域において、漏れ光、障害光の発生度合のより少ない照明器具の整備がなされ、適切な屋外広告物などの設定がなされる状況。

(この照明環境が適用される地区のイメージ)

・地方都市 ・大都市周辺市町村 (・都市部住宅地)

照明環境 : 「たのしみ」の照明環境

(照明環境の達成イメージ)

大都市中心部、繁華街などで、屋外照明、屋外広告物の設置密度が高く、一貫性の低い照明配置がなされている地域において、漏れ光、障害光の発生日合のより少ない照明器具の整備がなされていく状況。

(この照明環境が適用される地区のイメージ)

・都市中心部 (・繁華街、商店街)

(3) 広域目標の照明環境類型の設定(市町村単位での類型選択)

地域特性に応じ、対策を進める地域全域(多くの場合は市町村単位であると考えられる)に共通の目標として長期的照明環境の類型を選択する。

照明環境類型の選択においては、以下の地域特性を考慮する。

- ・星がよく見えることや地球温暖化防止への取組等に対する市民の意識
- ・地域の自然環境(野生動植物の生息状況など)
- ・(過去の)対策に基づく、地域における良好な照明環境の達成状況
- ・その他の社会的状況

他施策との連携を考慮する。

- ・環境啓発、地域おこし
- ・地域環境計画等の総合的環境施策
- ・行政による照明整備の基準(器具仕様等)への反映(率先実行の方針)

(4) 「地区照明環境計画」の設定

(対策が急がれる地区での短中期的目標の設定)

上記の広域的な目標類型設定だけでは、地域内において照明環境類型が周辺環境と不均衡となる場合が想定される。このような場合は、該当する地区設定において別途照明環境類型を選択し、施策の検討及び実施を図ることが望ましい。

例えば、繁華街などの照明の設置密度が高い地区などの場合、広域目標としての照明環境類型とは、類型が異なる場合が考えられる。この場合は、それぞれの地区に応じた照明環境類型の選択を行い対策を行うことが必要である。

地域照明環境計画の基本的な構成

- 1 . 「地域照明環境計画」策定の主旨
 - 1 - 1 計画策定の背景と必要性
 - 1 - 2 計画の構成
- 2 . 地域特性
 - 2 - 1 地勢・位置
 - 2 - 2 社会特性（人口、社会・経済状況、産業動向、その他歴史的背景等）
 - 2 - 3 地域の自然環境の状況
 - 2 - 4 土地利用状況
- 3 . 屋外照明の状況
 - 3 - 1 各地区の屋外照明の状況
 - 3 - 2 屋外照明に関する既存規定
（景観地区の有無、景観条例、広告物条例など）
- 4 . 「地域照明環境計画」の策定
 - 4 - 1 地域内の屋外照明の状況の検討、分析
 - 4 - 2 広域目標の設定（環境照明類型の設定）
 - 4 - 3 広域目標達成のための各主体の役割と取り組むべき方向性
（行政、事業者、住民）
 - 4 - 4 地区目標の設定の検討
- 5 . 「地区照明環境計画」の策定
 - 5 - 1 地区内の屋外照明の状況の検討
 - 5 - 2 地区目標の詳細
 - 5 - 3 目標達成のための各主体の役割と実行項目
 - 5 - 4 地区目標達成のための各主体の役割と取り組むべき方向性
（行政、事業者、住民）

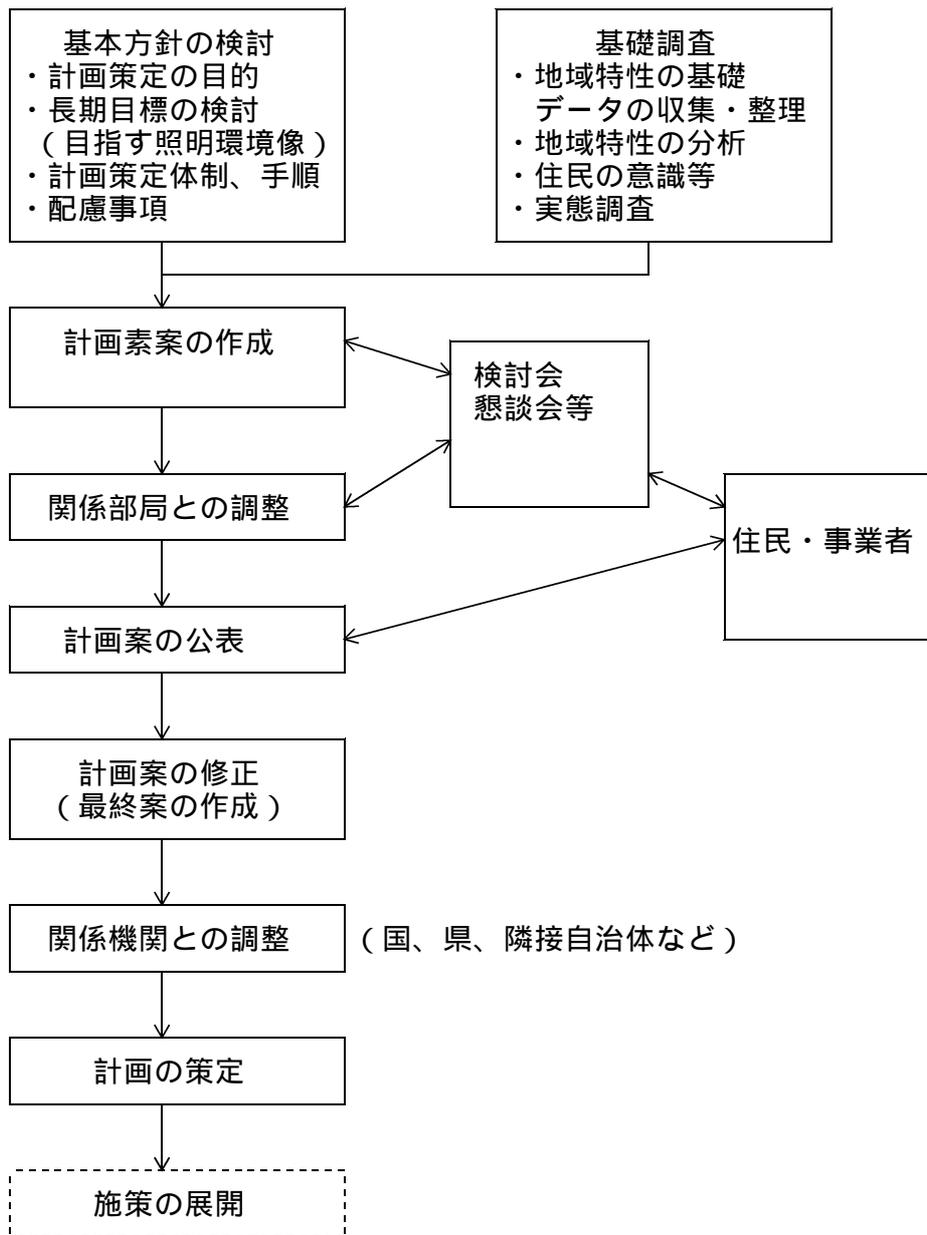


図3 - 5 地域照明環境計画の策定フロー

施策のポイント

「地域照明環境計画」を策定するメリットは？

既存の条例や地域の計画等では、起こり得る可能性のある様々な「光害」の全てに対応していくことが難しい。「地域照明環境計画」を策定することにより、地域の特徴をふまえて、地域で起こり得る光害の種類、さらにその分析や対応方法を明確にしていくことが可能となる。

「地域照明環境計画」と他の諸計画との関連をどのようにとらえるのか？

計画の策定の道筋としては、2通りが考えられる。

「地域照明環境計画」を独自に作成し、その目標を総合計画、環境総合計画などへ反映させていく。

総合計画などの上位計画における照明環境目標を設定し、その具体的な実行計画として「地域照明環境計画」を策定する。

どちらの方法がよいかは、地方公共団体の状況に応じて判断していく必要がある。

地域照明環境計画の実効性の確保の方法

計画を策定し、域内全体に光害防止の対策を波及させるための方法としては、具体的なモデル地区の設定（適正な照明環境のモデル事例）などが考えられる。

一定の地区をモデル地区として指定し、その地区の置かれた状況に合わせた施策を用意し、重点的に取組み、そこで得られたノウハウを地方公共団体内の他の地区にも広げていくことが有効であると考えられる。

モデル地区の考え方

一概に「モデル地区」といっても、設定の仕方により、様々な形式が考えられる。幾つかの事例を挙げると、以下ようになる。

- ・都市景観整備地区におけるルールづくりとそれに基づく取組
- ・商店街などの地域の自治組織単位でモデル地区に指定し、地域ぐるみで取組を行う

具体的な数値目標を設定しよう！

目標の設定においては、具体的な数値目標を設定することが、計画の実効性を高くするために有効である。また、目標の設定のみではなく、詳細な照明設置規定を設けることも、具体的な施設整備に反映されるために有効である。

(数値目標例)

光害対策ガイドラインの照明器具のガイドによる規定に準拠し、

- ・上方光束比 0%
- ・エネルギー総合効率 50lm/W以上

などが考えられる。

また、地域、地区全体での総量目標を検討することも考えられる。

3-3-6 地域環境計画

(1) 地域環境計画の概要

地域環境計画は、地方公共団体において、環境政策の目的及び目標や組織としての任務を実現するために、将来に向かって実施すべき施策の方向性、具体的内容及びその実施方法を予め決定した計画である。70年代より策定されていた地域環境総合計画等は、環境保全のうち公害対策や自然保護といった分野ごとに問題対処的な対策を中心として策定されていた。それに対し、今日では日常生活や通常の事業活動に起因する問題や地球環境問題など、新たな視点で対処することが求められるため、地域の経済社会のあり方に沿った多様な主体や施策の推進を盛り込む必要が生じている。国の環境基本計画の趣旨に従って、ほぼ全ての都道府県及び政令指定都市において地域環境計画は策定されている。以下に地域環境計画のタイプの例を示す。

表3-5 地域環境計画のタイプ

総合計画タイプ	地域環境総合計画、環境基本計画、 環境管理計画 等
個別計画タイプ	大気環境計画、水質保全計画 等
地域計画タイプ	川流域環境管理計画、 湖環境管理計画 等

これらの計画に盛り込む標準的事項としては、以下のものが挙げられる。

- ・ 計画の基本的事項（趣旨、目的、計画期間、対象となる環境、主体、計画の構成等）
- ・ 当該地方公共団体の環境の現状と課題
- ・ 計画の基本的な考え方、目標（望ましい環境像等、環境要素ごとの目標など）
- ・ 施策の方向、具体的な施策（施策の方針、環境要素別の施策、問題別の施策など）
- ・ 配慮指針（基本的な考え方、土地利用別・地域別の配慮指針、事業別配慮指針、日常生活における配慮指針など）
- ・ 計画の推進方法

表3-6 計画で対象とする環境の範囲

従来型の基本的な項目	典型7公害項目（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、土壌汚染） 自然環境項目（植生、地質、動植物、水象等） 生活環境項目（風害、電波障害、日照障害等） アメニティ項目（景観、ランドマーク、親水性、歴史文化資源等）
地球環境問題	地域温暖化対策 オゾン層保護対策 酸性雨対策 森林（熱帯林）の保全 野生生物の保護 海洋環境保全対策 有害廃棄物の越境移動対策 砂漠化の防止 開発途上国の公害問題への取組
近年の新たな課題	物質循環：廃棄物、都市熱環境、水循環、エネルギー等 その他：光害、放射性物質、食品、有害化学物質、室内環境、災害等

（参考：地域環境計画実務必携、ぎょうせい、1997）

(2) 地域環境計画において光害を記述した事例

新京都市環境管理計画

京都市では、昭和49年に「京都市公害防止基本計画」を、さらにその計画を発展させた「京都市環境管理計画」を昭和61年4月に策定し、その後、平成8年3月に「新京都市環境管理計画」を策定した。

新京都市環境管理計画（平成8年3月策定）目次

策定の趣旨

- 1 環境問題の変遷と現状
- 2 新計画の策定経過

基本理念

基本的視点

- 1 市政における環境政策の優先性
- 2 京都のアイデンティティの継承
- 3 科学的，計画的，総合的推進
- 4 市，事業者，市民の参加と協働
- 5 広域的，地球的環境保全への配慮

計画のテーマ

環境づくりの目標と手立て

- 1 環境負荷の少ない循環型のまちづくり
- 2 京都の環境資源を守り，生かすまちづくり
- 3 市，事業者，市民の参加と協働で環境を育てるまちづくり
- 4 国際的な取組を進めるまちづくり

環境への配慮指針

- 1 地域の個性を生かした環境づくり
- 2 事業計画における環境への配慮
- 3 各主体ごとの環境配慮

計画を総合的に進めるために

図3-6 新京都市環境管理計画（平成8年3月策定）の構成

この計画では、計画の対象範囲を公害による環境汚染等の防止にとどまらず、良好な自然環境、歴史的・文化環境等の確保ならびに地球環境の保全まで広げ、「文化の香りあふれ、自然と共生するまち・京都」をテーマに、市、事業者、市民の参加と共働のもと、環境の保全と創造のための施策の方向を示している。

この計画では光害を京都市の環境資源を損なう環境負荷のひとつと位置付けており、『環境への配慮指針』の中で次のように記述している。

新京都市環境管理計画における光害の記述

(現状と課題)

夜間照明は、都市機能を維持する上で重要な面もあるが、不必要な照明は人に不快感を与え、エネルギーを浪費するばかりでなく、市民の情緒生活にかかわってきた星空を喪失させる。さらに、開花時期等を明るさによって判断している植物への影響など、生態系に与える影響も懸念されている。

京都市環境モニターアンケート調査によると、15%の人が何らかの照明によって「眠りづらい」、「室内が照らされる」、「虫が集まる」などの迷惑を被っていると回答している。

また、ガラス張りの建築物によって太陽光が反射され、生活環境が損なわれる事例も増加している。

(目標)

星の見えるまちを確保し、日常生活に支障をきたさないよう、光害の防止に努める。

(具体的施策)

建築物等のライトアップの適正化を図る。

照明の照射方向の適正化を図る。

ガラス張りの建築物の建設に当たっては、反射光による影響の防止に努めるよう指導する。

(3) 地域環境計画への光害の反映

地域環境計画における目標の設定

(記述例) 「環境に調和した適正な屋外照明環境の整備」

「光害を生じない夜間照明の整備」

「周辺環境に悪影響を及ぼさず、省エネルギー性の高い屋外照明器具設置」

など

環境計画に基づく行動プランに、具体的な実施項目を盛り込む

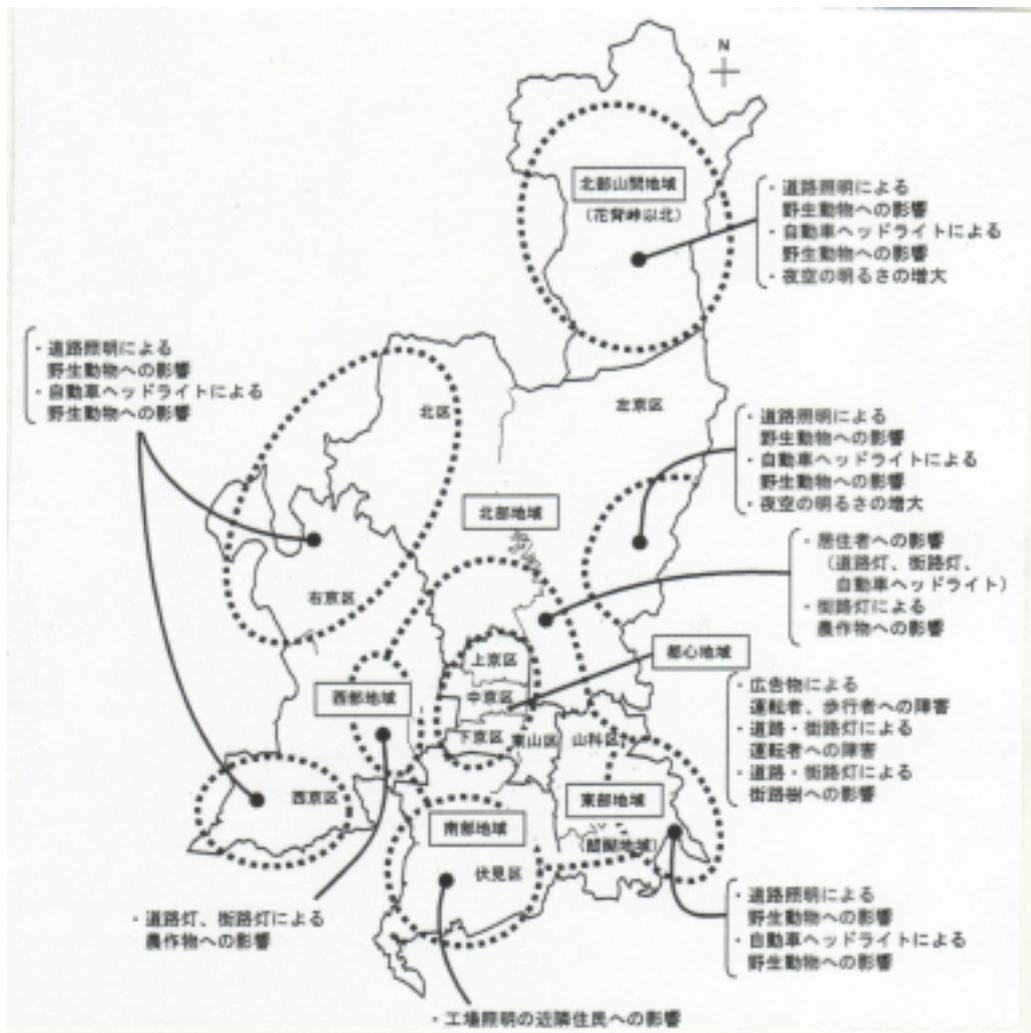
(記述例) 「公園の照明設備の整備においては、上方光束比5%未満の器具を設置する」

施策のポイント

地域で起こりうる「光害」を検討してみることが重要である。

地域の自然環境、道路網、産業分布、住宅地の分布などを考慮して、地域で起こり得る「光害」の可能性を検討してみる必要がある。さらに、その特徴に応じて「光害」への対応を検討することが重要である。

特に自然環境、動植物への影響が考えられる地方公共団体においては、地域環境計画において、現状分析と対策が必要である。



(出典)京都市光害に関する調査

図3-7 光害可能性マップの事例